



VOL. 112

社若経営法律事務所弁護士 向井 蘭

★社会保険代行納付行為の禁止の影響と対応策

1 社会保険代行納付会社の存在

中国で人事労務の仕事をしていると「社会保険代行納付会社」という言葉を耳にすることがあります。言葉からしますと、単に社会保険料を会社の代わりに納めるサービスを行っている会社のようには思えますが、そうではありません。

中国では、省や直轄都市毎に年金の算定基準金額（将来受け取ることができる年金の金額の基準となる金額）等が異なります。そのため、法律により、勤務している場所で社会保険に加入し社会保険料を納めなければなりません。

ところが、上海の工場で勤務していたところ、工場移転で浙江省の工場に単身赴任せざるをえなくなったが、家族や老後の年金額の維持のためにも上海で社会保険を加入したいというニーズが生まれます。

そのようなニーズに合わせて、社会保険代行納付会社はその希望者を雇用した形にして社会保険に加入し社会保険料を代わりに納めるのです。

2 社会保険代行納付行為の禁止

従来からこのような仕組みは違法だと言われており、大手人材会社は軒並みこの社会保険代行加入・支払サービスを行わなくなってきております。

そして、人的資源社会保障部は、2023年5月1日から施行される「社会保険基金に関する監督・通報工作管理弁法」を公布し、社会保険代行納付を明確に禁止するようになりました。

施行は本年6月1日からなのですが、これまでグレーゾーンとして社会保険代後納府サービスを提供してきた会社が続々とサービス提供を中止しており、日系企業にも影響が及んでいます。

3 対応策

対応策を以下に挙げますが、いずれもメリット・デメリットがあります。

(1) 勤務場所に分公司を作り社会保険に加入する

この方法が本来の姿であり、法律に合致しております。もっとも、分公司を設立し運営することはコストがかかり、従業員が一名や二名しかいない地域についてはかなり負担がかかります。

(2) 派遣社員として働いてもらう

勤務地の派遣会社に転籍し派遣社員として働いてもらうことは一定の条件の下で可能です。勤務地の社会保険に加入することが可能です。もっとも派遣社員は主要業務以外でかつ全従業員の

10%以内であることが求められますので利用できない場合もあります。また、転籍を迫られる従業員が不信感を抱き反発することがあります。

(3) 業務委託契約に切り替える

例えば、営業でフルリモートに近い働き方であれば、雇用契約を業務委託契約に切り替え、社会保険の加入義務をそもそも無くしてしまうということが考えられます。ただし、これも実態が雇用のままでは違法ですし、従業員の反発が考えられます。

いずれもメリット・デメリット、グレーゾーンがあり難しい問題です。新しい解決方法などがありましたらまたお伝えしたいと思います。

以上